

新宿区多世代近居同居助成要領

29 新都住居第 1336 号

平成 30 年 3 月 30 日

改正 平成 31 年 3 月 28 日 30 新都住居第 8181 号

改正 令和 8 年 3 月 23 日 7 新都住居第 1975 号

(目的)

第1条 この要領は、新宿区多世代近居同居助成要綱（以下「要綱」という。）に基づく引越し代等の助成に関して、必要な事項の細目を定め、これをもって円滑な事務処理を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 要綱第2条各号に掲げる用語の意義は、以下の各号に定めるところによる。

- (1) 要綱第2条第1号ウ及び同号エの「子」とは、申請者又はその配偶者と民法（明治29年法律第89号）に規定する実親子又は養親子の関係にあるものをいう。
- (2) 要綱第2条第2号の「児童」については、予定登録申請時点で当該児童によって助成要件を満たすことになる子（以下「第一子等」という。）が出生予定（胎児）の場合は、本申請時点で出生していると判断できる場合（概ね出産予定日が3か月以内である場合）に限り児童とみなすことができる。書面により当該扶養関係が確認できないときは、社会通念上、真にやむを得ない事情による場合に限り、認めるものとする。

(助成対象世帯の資格)

第3条 要綱第4条第1項の各号にいう要件は、以下のように取り扱うものとする。

- (1) 要綱第4条第1項第1号アにいう「転入」、「近居」、「同居」及び同号イにいう「転居」とは、その事実を住民票の写しで確認できることを要する。
- (2) 要綱第4条第1項第1号にいう「近居」及び「同居」については、申請者世帯の世帯員の一部が既に区内に居住している場合は、申請者世帯が現に近居の状態にあるものとする。また、申請者世帯の世帯員の一部が既に同居している場合は、申請者世帯が現に同居の状態にあるものとする。
- (3) 要綱第4条第1項第2号については、予定登録申請日以前6か月間に社会通念上妥当性を欠くような不自然な転出入を行ったものは認められない。やむを得ない事情によるものに限り、申告書を徴したうえで認めるものとする。
- (4) 要綱第4条第1項第3号に規定する所得要件の認定は、次のとおりとする。
 - ア 認定においては、1月から3月の間に予定登録申請のあったものについては、前前年の所得により行う。4月から12月の間に申請のあったものについては前年所得によるが、区市町村長が課税台帳を作成する期間（おおむね6月まで）については、区市町村長の発行する前前年の住民税課税（非課税）証明書等で、所得、所得の種類、扶養親族数及び各種控除を捕捉できるもの（以下「所得証明書」という。）を参考にし、その所得の種類に応じて前年分の源泉徴収票又は確定申告書の控え等により所得を把握する。この場合、必要に応じて、前年の所得証明書の発行が可能となった時点で当該証明書を徴し、記載された所得金額を確認することができる。
 - イ 第4条第1項第3号に規定する年間総所得は、原則、所得税法（昭和40年法律第33号）の第22条の規定に準じ認定する。また、所得税法及び租税特別措置法（昭

和 32 年法律第 26 号) に基づく分離課税による所得等がある場合は、当該所得を加えた金額とする。

ウ 他の同居世帯員の所得税法上の控除対象配偶者及び扶養親族として認定されていた者の所得並びに本制度により受給した助成金については、当該認定に係る年間総所得から除外することができる。

エ 世帯に複数の所得者がいる場合は、各々の所得額を合算する。ただし、1 人の所得者の所得金額が赤字の際は、当該所得者の所得金額を 0 円とし、他の所得者と損益の通算はできないものとする。

オ 申請者世帯の所得者が、長期の海外滞在等により、所得要件を審査する根拠となる所得税法上の所得を証明できない場合は、当該申請は行えない。

(5) 要綱第 4 条第 1 項第 4 号に規定する要件は、次のとおりとする。

ア 予定登録申請の申請日において、前年度までの住民税を滞納していないことを要する。ただし、住民税納税証明書において給与所得に係る特別徴収の納期末到来(納期特例を含む)による未納がある場合については、滞納がないものとして取り扱うことができる。

イ 申請者世帯の所得者が、正当な事由により要綱第 6 条第 1 項第 3 号に掲げる納税証明書を提出できない場合は、その事実を証する書類を以って審査する。この場合の正当な事由とは、「前々年中、長期の海外滞在等の事由により所得税法上の非居住者に該当し、前年度の納税義務がなかった者に該当する場合」等をいい、その場合の事実を証する書類は、公的機関が発行する旅券等とする。

(6) 要綱第 4 条第 1 項第 10 号に規定する要件は、当該世帯が経済的に自立している(社会通念上主たる所得者となり得る立場の世帯員が、別居親族等の税法上の扶養となっていない等) ことに加え、世帯員同士の相互扶助により日常生活を営むことが可能であることを要する。

2 要綱第 4 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項に規定する要件は、その事実を住民票の写しで確認できることを要する。ただし、予定登録申請時点で出生から 1 年未満の児童においては、要綱第 4 条第 2 項中「区内に引き続き 1 年以上居住」とあるのは、「出生日から予定登録申請の日まで区内に引き続き居住」と読み替えることができる。

3 要綱第 4 条第 2 項に規定する要件は、要綱第 3 条第 1 項第 1 号のうち子育て世帯が現に区内に居住している場合においては、児童及び児童と同居している親のうち 1 名以上(胎児の場合は母親。)が、区内に引き続き 1 年以上居住していることを要する。

4 要綱第 4 条第 3 項に規定する世帯構成の変更のうち、世帯分離及び世帯合併については以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 正当な理由もなく配偶者と別居する申請であるもの等、社会通念上妥当性を欠く不自然なものは認められない。

(2) 要綱第 7 条及び第 13 条に規定する書類による審査で前号の妥当性の有無を判断できない場合は、原則として申請者から自己申告による申出書を徴する。

(3) 夫婦が同居していない場合、双方の居住実態及び婚姻関係を証する書類を徴し審査を行い、助成対象住宅に児童が居住していることを条件に受給資格を認める。この場合の申請者は児童と同居する者とし、児童の税法上の扶養者であることを要しない。所得の認定及び住民税の滞納の確認については双方の審査を要し、双方の所得を合算し審査する。

- (4) 世帯合併は、予定登録申請の時点で、申請者又はその配偶者との関係が次のいずれかに該当する者との世帯合併に限り認めるものとする。
- ア 婚姻関係にあるもの
 - イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）に規定する実親子若しくは養親子の関係にあるもの又は兄弟姉妹
- 5 要綱第 4 条第 3 項ただし書きの規定は、次のとおりとする。
- (1) 要綱第 4 条第 3 項に規定する「区長が特別な事情があると認める場合」とは、次のいずれかに該当することを証明できる場合をいう。
- ア 配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者（以下「DV 等被害者」という。）と認められるとき
 - イ アに掲げるもののほか、真にやむを得ない事情があると認められるとき
- (2) DV 等被害者については、DV 保護命令（接近禁止命令）等に係る保護命令決定書の謄本及び確定証明書、ストーカー規制法に基づく警告等実施書面、児童扶養手当証書等の写しを徴したうえで判断する。
- (3) 要領第 3 条第 5 項第 1 号ア又はイに該当する場合は、要綱第 4 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項の事実の確認は、官公署から発行・発給された公的な書類（児童扶養手当証書又は国民健康保険被保険者証等）の写しの提出をもって、要綱第 7 条第 1 項第 1 号並びに第 2 号及び同条第 2 項第 1 号に規定する「住民票の写し」に替えることができる。
- (4) 要領第 3 条第 5 項第 1 号ア又はイに該当するときで、当該保護命令等に係る申立人（申請者等）と相手方が婚姻関係又は親子関係にあり、相手方と世帯を分離して新たに近居又は同居する場合は、要綱第 4 条第 1 項第 3 号に規定する所得の認定及び同条第 1 項第 4 号に規定する住民税の滞納の確認については、相手方を除いた申請者世帯（申請者及び申請者と現に同居する者）のみの年間総所得及び納税状況で審査することができる。
- 6 要綱第 4 条第 4 項 4 号に規定する者とは、日本国に生活の本拠をおいて在留し今後も定住する見込みがある場合で、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格で在留していた者が、相手方配偶者が死亡したこと又はこれと離婚したことによりその在留資格を変更した者とする。

（対象住宅の要件）

第 4 条 要綱第 5 条各号にいう要件は、以下のように取り扱うものとする。

- (1) 要綱第 5 条第 1 号に規定する当該住宅の契約者は、原則として、申請者及び同居世帯員並びに新たに近居又は同居しようとする世帯の世帯員のいずれかであることを要する。ただし、区長が特別な事情があると認める場合はこの限りでない。
- (2) 要綱第 5 条第 2 号に規定する新耐震設計基準が確保されているかの判断は、次のいずれかの提出をもって確認する。
- ア 建築基準法の規定による建築確認検査済証の写し
（検査済証がない場合は、建築台帳記載事項証明書の写し）
 - イ 耐震基準適合証明書の写し
 - ウ 住宅性能評価書の写し
（ただし耐震等級 1 級以上であること）

- エ 住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する保険付保証明書の写し
 - オ 賃貸借契約時又は売買契約時の重要事項説明書の写し
(ただし「建物の耐震診断の結果」の項目の耐震診断の有無の記載のあるもの)
 - カ 昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であることが客観的に判断できる書類(別表1のとおり取り扱うものとする。)
 - キ その他、新耐震設計基準と同等の耐震性が確保された建物であることが客観的に判断できる書類
- (3) 要綱第5条第3号に規定する面積の要件は、賃貸借契約書等に記載される面積が「専有面積」とある場合は全て壁芯面積とみなし、要綱別表2により算出される面積と比較して審査する。賃貸借契約書等に記載される面積が「専有面積」でない場合、又は面積の記載そのものが無い場合は、別途「転居後の住宅の面積を証明する書類又は申告書」を徴して審査する。判明した面積が内法面積であった場合は、これを0.95で除して得た数字を要綱別表2により算出される面積と比較して審査する。対象住宅の一部を事業用として使用する場合は、事業用部分を控除した面積で審査する。この場合も別途「転居後の住宅の面積を証明する書類又は申告書」を徴して審査する。
- (4) 要綱第5条第3号及び要綱別表2に規定する面積については、世帯合併を行う場合においては世帯合併後の世帯人数とする。

(助成金の対象)

第5条 要綱第6条1項の各号にいう要件は、以下のように取り扱うものとする。

- (1) 要綱第6条第1項各号にいう「礼金」、「権利金」及び「仲介手数料」については、真に当該費用として認められるもの以外の、預り金(敷金を含む。)、鍵交換費用、ルームクリーニング費用又はそれらに類する費用が含まれる場合はその相当額を除く。
- (2) 要綱第6条第1項各号にいう「不動産登記費用」については、不動産登記のために司法書士、土地家屋調査士等に支払う費用及び自ら登記し法務局に支払う費用のうち、真に申請者世帯が負担すべき費用を助成の対象とする。
- (3) 要綱第6条第1項各号にいう「引越しに要した実費」については、転居時に荷物を運搬するにあたり、運搬を引越し業者(ただし、国土交通省の許可を得ていない違法業者を除く。)に依頼した場合にかかる次の費用を助成の対象とする。
 - ア 引越運送費用
 - イ アに附帯する荷造り及び荷解き等のサービス費用(ただし、家電等の撤去及び取付工事、電気工事、不用品の処分費用並びにハウスクリーニング費用を除く。)
 - ウ 梱包に係る資材の購入費用(引越し業者から購入した段ボール等)
- (4) この制度にいう「引越し」とは、予定登録申請時の住所から本申請時の住所(以下「申請住所」という。)への転入又は転居をいい、複数回の引越しや申請住所以外の経由地等がある場合は認められない。ただし、助成対象部分と対象とならない部分の費用内訳が内訳書等で明らかになる場合はこの限りでない。
- (5) 助成対象住宅の一部を事業用として使用する場合は、契約時の礼金、権利金、仲介手数料、不動産登記費用及び引越しに要した費用は、直近の確定申告内容と同様の割合(又は事業用と居住用の面積比率)により算出した額を助成対象額とすること

ができる。

- 2 要綱第6条第3項に該当する場合は、「礼金」、「権利金」及び「仲介手数料」は助成の対象とならない。2親等以内の親族所有の住宅であるかの確認は、原則として自己申告によるものとし、その旨の申出書を徴する。法人所有の賃貸住宅は、親族が当該法人の経営者となっている場合に限り親族所有の住宅とみなす。

(予定登録申請及び本申請)

第6条 要綱第7条第1項にいう予定登録申請は、対象住宅において新たな契約を伴わない近居及び同居の場合においては、同条第1項中「住宅の契約前」とあるのは、「転居前」と読み替えることができる。

- 2 要綱第7条第2項にいう本申請は、転入又は転居後の住民票上の「住定日（異動年月日）」以降になされることを要する。
- 3 第一子等が出生予定の状態で予定登録の決定を受けた場合において、要綱第7条第2項中「転入又は転居後30日以内に」とあるのは、「登録有効期間内かつ児童の誕生日から起算して30日以内に」と読み替えることができる。

(添付資料)

第7条 要綱第7条各項に掲げる書類については、次のとおりとする。

- (1) 要綱第7条第1項第1号及び第2号並びに第2項第1号に掲げる住民票の写しは、1か月以内に発行されたものを有効とする。申請者が外国人の場合、「在留資格」、「在留区分」及び「在留期間」が記載されているものを要する。
- (2) 要綱第7条第1項第3号に掲げる「住民税課税証明書」並びに「住民税非課税証明書」及び同項第5号に掲げる「納税証明書」については、申込世帯の税法上の扶養親族である者を除く世帯全員から提出を求め、また、未申告者には、申告を勧奨する。なお、1か月以内に発行されたものを有効とする。
- (3) 要綱第7条第1項第4号に掲げる「戸籍全部事項証明書」及び「戸籍個人事項証明書」は、1か月以内に発行されたものを有効とする。
- (4) 要綱第7条第1項第6号に掲げる介護保険被保険者証、身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳等については、予定登録申請の申請日時時点で現に交付され、予定登録申請と本申請の双方において有効期限内であることを要する。
- (5) 要綱第7条第2項第2号に掲げる「建物賃貸借契約書」に関しては、通常使用される書式ではなく家賃領収証書等と兼用したもので、家主側の意向等のやむを得ない事情がある場合、当該証書等を契約書とみなし、家賃等の契約内容を確認する。また、「建物賃貸借契約書」名義が助成申請者と異なる場合、名義人と申請者の関係が社会通念上不自然でない範囲内（配偶者等）で認めるものとする。
- (6) 要綱第7条第2項第2号に掲げる「売買契約書」及び「登記事項証明書」は、原則として、当該助成対象世帯に係る子世帯又は親世帯の世帯員の個人名義であることを要する。
- (7) 要綱第7条第2項第5号に掲げる「礼金、権利金、仲介手数料の支払を証する書類」は、予定登録決定日の翌日以降に、申請者又はその世帯員が支払ったことが明記されていることを要する。同項第7号の「引越し費用の支払を証する書類」についても同様とする。
- (8) 要綱第7条第3項の規定は、あらかじめ書面による報告を要し、引き渡し日が客観的

に判断できる根拠資料を区長に提出するものとする。

(9) 要綱第 7 条第 4 項の規定は、引き渡し日が客観的に判断できる根拠資料の提出等により判断する。

(10) 各提出書類は、原則として住宅課窓口での原本確認を要する。

(登録有効期間)

第 8 条 要綱第 11 条第 2 項に規定する「真にやむを得ない事情にあると区長が認める場合」とは、第一子等が出生予定の状態ですべての世帯が、当初の助成予定登録決定の有効期間までに出生しなかった場合等に適用できるものとする。

2 要綱第 11 条第 3 項に規定する有効期間は、要領第 7 条第 8 号により規定する書面に基つき任意で設定する。

(支給時期)

第 9 条 助成金の支給に関しては、要綱第 14 条に規定する書類の提出を受けた後、速やかに支出手続きを行う。ただし、書類が正当な理由もなく定められた期日までに提出されなかった場合は、この限りではない。

(変更)

第 10 条 要綱第 12 条から第 14 条までに規定する「速やかに」とは、事実があった日又は書類が到達した日から起算し原則として 14 日以内をいう。

2 本申請の申請日において、離婚等により予定登録申請者以外の者が新たに申請者となる場合、要綱第 13 条に基づく「助成変更申請書（第 8 号様式）」を区長に提出しなければならない。

(助成決定の取り消し)

第 11 条 要綱第 16 条第 1 項第 1 号に規定する「虚偽の申請又は不正の手段により」とは、居住地、所得及び世帯員等を偽って申し込み又は報告をし、助成決定を受けた場合をいう。

2 要綱第 16 条第 1 項第 2 号は、各種提出書類が定められた期日までに正当な理由もなく提出されない場合等をいう。その際、文書により期限を定めて督促を行うこととし、当該期日から 2 週間の猶予期間の後に取り消しを行うものとする。

(助成金の返還)

第 12 条 助成世帯は、要綱第 17 条第 1 項に該当する場合、助成金の返還をしなければならない。なお、同項第 2 号に規定する「区長が相当の理由があると認めるとき」とは、過払いなどによる返還の場合等をいう。

(新宿区災害時居住支援助成との併給)

第 13 条 要綱第 19 条に規定する要件は、助成対象住宅において新宿区災害時居住支援助成を受ける場合は、同一項目（礼金、仲介手数料）に対する併給は行わないものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 30 年 4 月 1 日から 6 月 30 日の間に近居又は同居した申請者のうち、要綱第 7 条第 1 項に規定する予定登録申請を省略する場合において、要綱第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる転居前の住所地の住民票は「申出書兼同意書」の提出に替えることができる。
- 3 上項の場合において、要領第 5 条第 1 項第 5 号に規定する 2 社以上の相見積もりに係る書類については、提出を省略することができる。

附則（平成 31 年 3 月 28 日 30 新都住居第 8181 号）

改正後の要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 8 年 3 月 23 日 7 新都住居第 1975 号）

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前にした引越しについては、なお従前の例による。

別表 1（第 4 条関係）

| 住宅の種別等 | (い) | (ろ) |
|--------|---|---|
| | 賃貸借契約書等を以って要領第 4 条 1 号アからオの書類に替えることができる場合の竣工年月日 | |
| 一戸建 | 昭和 57 年 6 月 1 日以降 | 申請者又は担当者が建築指導課で台帳記載事項を照会し、当該住宅の確認済証交付年月日が昭和 56 年 6 月 1 日以降であることを確認する。 |
| 共同住宅等 | 昭和 61 年 6 月 1 日以降 | 申請者又は担当者が建築指導課で台帳記載事項を照会し、当該住宅の確認済証交付年月日が昭和 56 年 6 月 1 日以降であることを確認する。 |